

令和7年度
狭山市の教育



狭山市教育委員会

狭山市民憲章

昭和49年10月26日制定

わたくしたちは、入間道(いりまじ)の昔から、武蔵野の大自然と入間川の清流にはぐくまれた狭山の市民です。わたくしたちは、郷土を愛し、誇りをもって緑と豊かな近代都市を築くため、ここに憲章を定めます。

- 1 秩序と規則を守り、平和なまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、健康で豊かなまちをつくりましょう。
- 1 人権を重んじ助け合い、明るいまちをつくりましょう。



市の花：つつじ



市の木：茶の木



市の鳥：おなが

つつじ：市内の山野に多く自生しています。また、古くから稲荷山公園のつつじとして、親しまれている花です。

茶の木：狭山茶は鎌倉・室町時代から銘園5場の一つとして名声をうたわれ、古くから市民が愛着を持ちつづけている木です。

おなが：尾の長い姿や色が優美な鳥で、市内に多く見られます。

はじめに

本市では、「第3次狭山市教育振興基本計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念に、市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり、学校や社会のそれぞれの場において、子供同士が、大人同士が、ともに学びあうとともに、学びをとおして、子供と大人が、また、家庭と地域と学校が、それぞれに又は相互に結びあい、これらをとおして、学びの成果を高めあうことのできる教育の実現を目指しています。

学校教育の分野においては、「生きる力を備え 未来へはばたく“さやまっ子”の育成」を基本方針に掲げ、これからの社会を生き抜く力を備え、次代を担うことのできる、かしこく心豊かで健やかな、郷土狭山を愛する心を持った“さやまっ子”の育成を図っていきます。

生涯学習の分野においては、「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」及び「いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興」の2つの基本方針を掲げ、生涯にわたり学ぶ意欲に満ちた人が集い、ともに学ぶとともに、学びの成果を活かして、生きがいを持って、心豊かに生きる“さやま市民”の育成を図るとともに、各種スポーツ団体の活動支援、地域における子供たちのスポーツ活動を促進し、競技スポーツの普及と振興及びスポーツ文化の醸成を図っていきます。

本書は、狭山市の教育に関する施策の内容や教育関連施設の概要等を取りまとめたものであり、本市の教育に対する理解を深めるうえでの一助となるよう作成したものです。

狭山市教育委員会

目 次

I	狭山市の概況	1
II	教育委員会の組織	2
1	教育長及び教育委員会委員	2
2	歴代教育委員会委員	3
3	事務局組織	4
III	教育行政予算	8
1	令和7年度の狭山市の予算	8
2	教育費	9
IV	狭山市の教育が目指す姿	10
1	基本理念と方針 ー狭山市の教育に関する大綱ー	10
2	基本目標	12
3	施策体系	14
V	令和7年度狭山市教育行政の取組と重点	17
	学校教育施設	41
	生涯学習施設	61
	資料編①	91
	資料編②	103

I 狭山市の概況

狭山市は、昭和 29 年 7 月に 1 町 5 か村が合併し、埼玉県内 15 番目の市として誕生しました。

当市は、首都圏 40 キロメートル圏内、埼玉県西部地域に位置し、川越市、所沢市、入間市、飯能市、日高市に隣接しています。市域の中央を南西から北東へ一級河川の入間川が流れ、国道 16 号や西武新宿線などを軸に、地域の特色を活かしたまちづくりを進めています。

武蔵野の豊かな緑と入間川を抱える恵まれた自然の中で、首都圏のベッドタウンとして、また、川越狭山工業団地や狭山工業団地などが立地する県下でも有数の工業都市として、現在も発展を続けています。

○市の位置と面積

※位置は狭山市役所

東経 139 度 24 分 47 秒

北緯 35 度 51 分 8 秒

面積 48.99 k m²

海拔 77.196m



○世帯と人口

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

男 73,509 人

女 74,213 人

合計 147,722 人

世帯 73,001 世帯

II 教育委員会の組織

1 教育長及び教育委員会委員



教育長
滝嶋 正司



教育長職務代理者
古谷 広明



委員
宮崎 英子



委員
安河内 由香



委員
青田 和義
(令和7年5月現在)

職	氏名	現任期	就任年月日
教育長	滝嶋 正司 たきしま まさし	自 令和7年4月1日 至 令和10年3月31日	令和4年4月1日
教育長 職務代理者	古谷 広明 ふるたに ひろあき	自 令和6年10月1日 至 令和10年9月30日	令和5年4月1日
委員	宮崎 英子 みやざき ひでこ	自 令和4年6月25日 至 令和8年6月24日	平成25年4月1日
委員	安河内 由香 やすこうち ゆか	自 令和3年10月29日 至 令和7年10月28日	令和3年10月29日
委員	青田 和義 あおた かずよし	自 令和5年9月22日 至 令和9年9月21日	令和5年9月22日

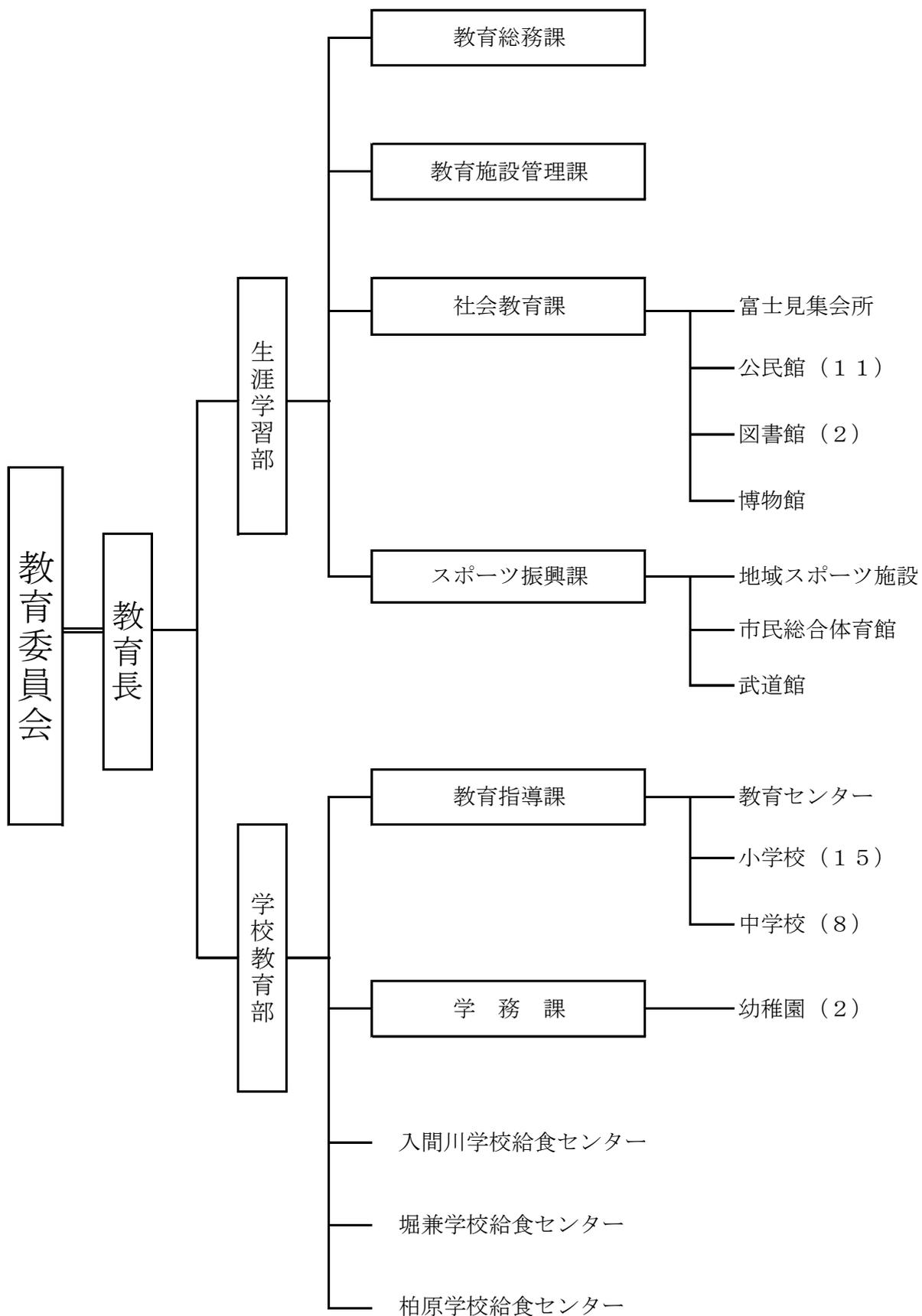
2 歴代教育委員会委員

委員名	教育委員会委員		教育委員長		教育長	
	就任年月日	退任年月日	就任年月日	退任年月日	就任年月日	退任年月日
村上 昇	S30. 4. 23	S35. 9. 30	S31. 10. 1	S35. 9. 30		
室岡 仁重	S30. 4. 23	S31. 9. 30				
山崎 太平	S30. 4. 23	S31. 9. 30				
栗原 俊治	S30. 4. 23	S31. 9. 30				
小谷野 儀平	S30. 4. 23	S31. 9. 30				
山崎 利恭	S30. 4. 23	S31. 9. 30			S30. 4. 23	S31. 9. 30
町田 恒蔵	S31. 10. 1	S34. 9. 30				
久下 恭次	S31. 10. 1	S33. 11. 25				
小高 栄子	S31. 10. 1	S32. 11. 15				
宮崎 茂景	S31. 10. 1	S47. 9. 30			S31. 10. 1	S47. 9. 30
千葉 英子	S32. 11. 16	S36. 11. 15				
飯島 染男	S33. 11. 26	S34. 11. 25				
室岡 仁重	S34. 10. 29	S38. 10. 28				
牧野 隆尊	S34. 11. 26	S37. 11. 25				
大野 茂	S35. 10. 1	S43. 9. 30	S35. 10. 1	S43. 1. 11		
児島 ハツ	S36. 11. 16	S40. 12. 22				
柿沼 道勇	S37. 12. 26	S60. 8. 31	S43. 1. 12 S51. 10. 26	S49. 12. 23 S60. 8. 31		
町田 恒蔵	S38. 10. 29	S58. 10. 28	S49. 12. 24	S51. 10. 25		
小谷野 儀平	S40. 12. 23	S49. 6. 19				
多加谷 米	S43. 10. 1	S59. 9. 30				
市川 正男	S47. 10. 1	S61. 12. 31			S47. 10. 1	S61. 12. 31
岩崎 徳雄	S49. 6. 20	H 5. 12. 22	S60. 9. 1	H 5. 12. 22		
尾崎 勇治	S58. 10. 29	H 3. 10. 28				
吉川 泰順	S59. 10. 1	S62. 5. 24				
齋藤 達	S60. 10. 1 H 7. 9. 22	H 6. 12. 23 H11. 9. 21	H 5. 12. 24	H 6. 12. 23		
武居 富雄	S62. 1. 1	H 8. 3. 31			S62. 1. 1	H 8. 3. 31
布田 光男	S62. 9. 25	H16. 9. 30	H 6. 12. 26	H16. 9. 30		
仁後 雅子	H 3. 10. 29	H11. 10. 28				
江守 辰男	H 5. 12. 23	H13. 7. 24				
野村 甚三郎	H 8. 4. 1	H16. 3. 31			H 8. 4. 2	H16. 3. 31
新藤 宣子	H11. 9. 22	H15. 9. 21				
遠藤 十九子	H11. 9. 22	H17. 9. 30				
嵯峨座 晴夫	H14. 6. 25	H20. 6. 30				
宮岡 利治	H15. 9. 22	H23. 9. 21				
門倉 節明	H16. 4. 1	H22. 1. 31			H16. 4. 1	H22. 1. 31
吉川 明彦	H16. 10. 1	R 5. 3. 31	H16. 10. 1	H28. 3. 31		
荒川 和子	H17. 10. 1	H29. 10. 28				
小川 明美	H20. 7. 1	H25. 3. 31				
松本 晴夫	H22. 4. 1	H28. 3. 31			H22. 4. 1	H28. 3. 31
向野 康雄	H28. 4. 1	R 4. 3. 31			H28. 4. 1	R 4. 3. 31
後藤 邦江	H29. 10. 29	R 3. 10. 28				
橋本 秀樹	H23. 9. 22	R 5. 9. 21				

3 事務局組織

(1) 組織

狭山市教育委員会組織図



(2) 事務分掌

《生涯学習部》

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会の任免に係る職員の人事に関する事。
- (3) 教育委員会規則等の制定改廃に関する事。
- (4) 教育予算に関する事。
- (5) 教育行政の総合調整に関する事。
- (6) 教育委員会及び事務局の企画又は調査に関する事。
- (7) 小・中学校の設置又は廃止に関する事。
- (8) 文書の收受、発送及び記録に関する事。
- (9) 公印の管理に関する事。
- (10) 小・中学校予算の執行管理及び備品の整備に関する事。
- (11) 教育委員会及び事務局各課との連絡調整に関する事。

教育施設管理課

- (1) 小・中学校の施設の維持管理に関する事。
- (2) 小・中学校の整備計画に関する事。
- (3) 教育施設の新築、増築及び修繕工事の設計及び監督管理に関する事。

社会教育課

- (1) 生涯学習推進事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 生涯学習に関する調査研究に関すること。
- (3) 生涯学習活動の支援に関すること。
- (4) 生涯学習推進組織に関すること。
- (5) 社会教育委員に関すること。
- (6) 社会教育の企画及び運営に関すること。
- (7) 芸術文化の振興に関すること。
- (8) 成人教育及び青少年教育に関すること。
- (9) 家庭教育に関すること。
- (10) 社会教育における人権教育・啓発に関すること。
- (11) 社会教育施設の設置及び管理並びに運営指導に関すること。
- (12) 社会教育の調査統計に関すること。
- (13) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (14) 富士見集会所、公民館、図書館及び博物館との連絡調整に関すること。
- (15) 文化財保護審議会に関すること。
- (16) 指定文化財及び埋蔵文化財に関すること。
- (17) 各種文化財の調査、収集、保管及び活用に関すること。
- (18) 文化財愛護の普及に関すること。

スポーツ振興課

- (1) 社会体育に関する企画及び調査に関すること。
- (2) スポーツの推進に関すること。
- (3) 社会体育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (4) レクリエーションの普及及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ推進審議会に関すること。
- (6) スポーツ推進委員に関すること。
- (7) 学校体育施設の開放に関すること。
- (8) 社会体育施設の建設計画及び整備に関すること。
- (9) 市民総合体育館、地域スポーツ施設及び武道館に関すること。
- (10) その他社会体育に関すること。

《学校教育部》

教育指導課

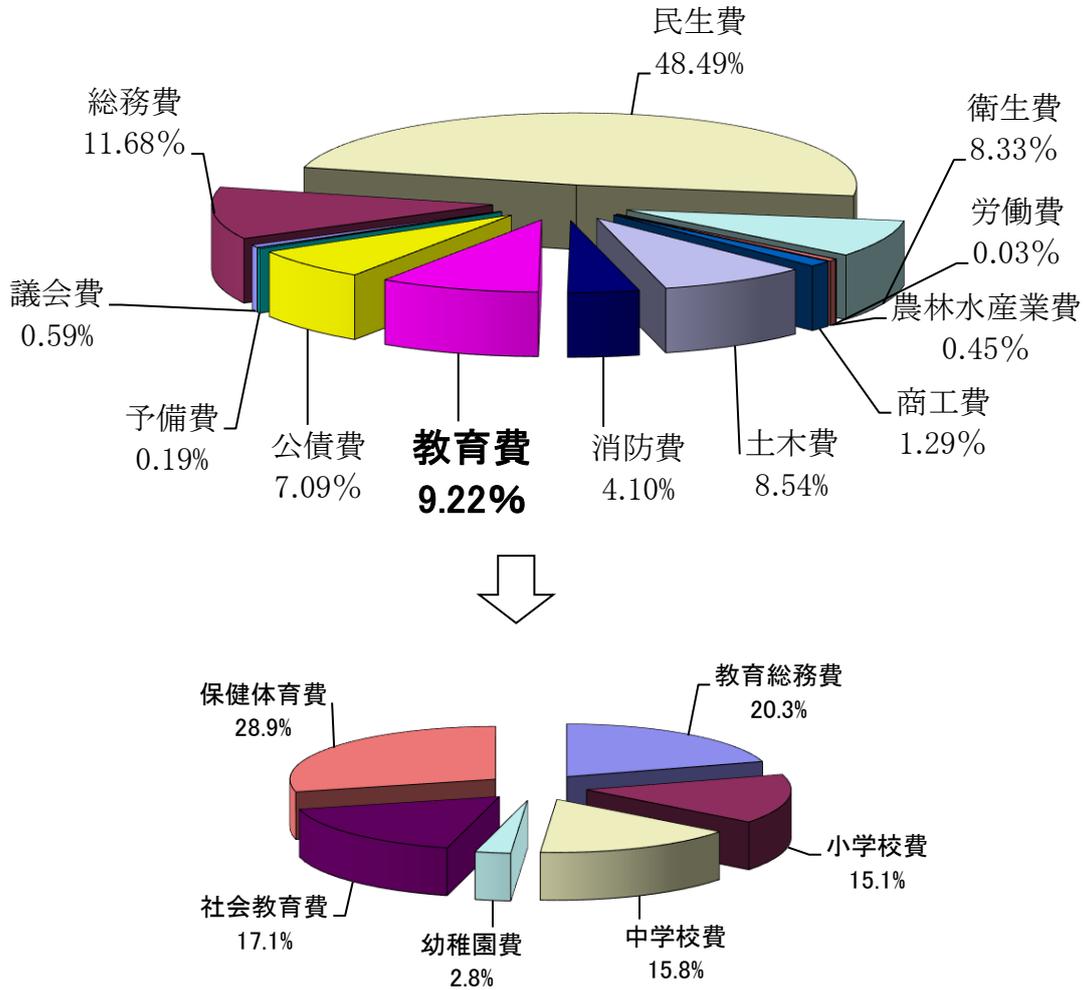
- (1) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導等への指導及び助言に関する事。
- (2) 教科書採択並びに教材及び教具の取扱いに関する事。
- (3) 人権教育に関する事。
- (4) 学校体育に関する事。
- (5) 学校事故報告に関する事。
- (6) いじめ問題審議・調査委員会に関する事。
- (7) 教職員の人事及び服務に関する事。
- (8) 教職員の諸願届受理及び承認又は許可に関する事。
- (9) 教職員の研修に関する事。
- (10) 教職員の福利厚生に関する事。
- (11) 教育センターとの連絡調整に関する事。
- (12) 学社連携に関する事。

学務課

- (1) 市立幼稚園の設置又は廃止に関する事。
- (2) 市立幼稚園の施設の維持管理に関する事。
- (3) 市立幼稚園の就園に関する事。
- (4) 市立幼稚園の連絡調整に関する事。
- (5) 学齢児童及び学齢生徒の就学、入学及び転学に関する事。
- (6) 通学区の制定改廃に関する事。
- (7) 学級編制に関する事。
- (8) 小・中学校の規模と配置の適正化に関する事。
- (9) 児童及び生徒の就学援助費に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 幼児、児童、生徒及び学校職員の健康診断に関する事。
- (12) 就学時の健康相談に関する事。
- (13) 学校における環境衛生及び伝染病に関する事。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (15) 児童及び生徒の医療費補助に関する事。
- (16) 日本スポーツ振興センター及び学校保健会に関する事。
- (17) 総合窓口業務に関する事。

Ⅲ 教育行政予算

1 令和7年度の狭山市の予算



狭山市一般会計歳出予算(当初予算額)

(単位:千円)

款	令和7年度	令和6年度	比較	増減率
1 議会費	316,506	315,409	1,097	0.3 %
2 総務費	6,261,627	5,822,617	439,010	7.5 %
3 民生費	26,002,703	23,945,625	2,057,078	8.6 %
4 衛生費	4,468,808	4,045,702	423,106	10.5 %
5 労働費	17,982	19,422	△ 1,440	△ 7.4 %
6 農林水産業費	238,626	187,403	51,223	27.3 %
7 商工費	693,392	720,875	△ 27,483	△ 3.8 %
8 土木費	4,581,202	6,974,725	△ 2,393,523	△ 34.3 %
9 消防費	2,198,865	2,130,753	68,112	3.2 %
10 教育費	4,941,707	5,333,096	△ 391,389	△ 7.3 %
11 公債費	3,800,582	3,951,373	△ 150,791	△ 3.8 %
12 予備費	100,000	100,000	0	0 %
合計	53,622,000	53,547,000	75,000	0.1 %

2 教育費

教育費の内訳(当初予算額)

(単位:千円)

項	令和7年度	令和6年度	比較	増減率
1 教育総務費	1,004,243	902,788	101,455	11.2 %
2 小学校費	748,485	767,568	△ 19,083	△ 2.5 %
3 中学校費	781,806	1,340,836	△ 559,030	△ 41.7 %
4 幼稚園費	138,004	127,028	10,976	8.6 %
5 社会教育費	843,342	893,424	△ 50,082	△ 5.6 %
6 保健体育費	1,425,827	1,301,452	124,375	9.6 %
合計	4,941,707	5,333,096	△ 391,389	△ 7.3 %

児童生徒一人当たりの教育費(当初予算額)

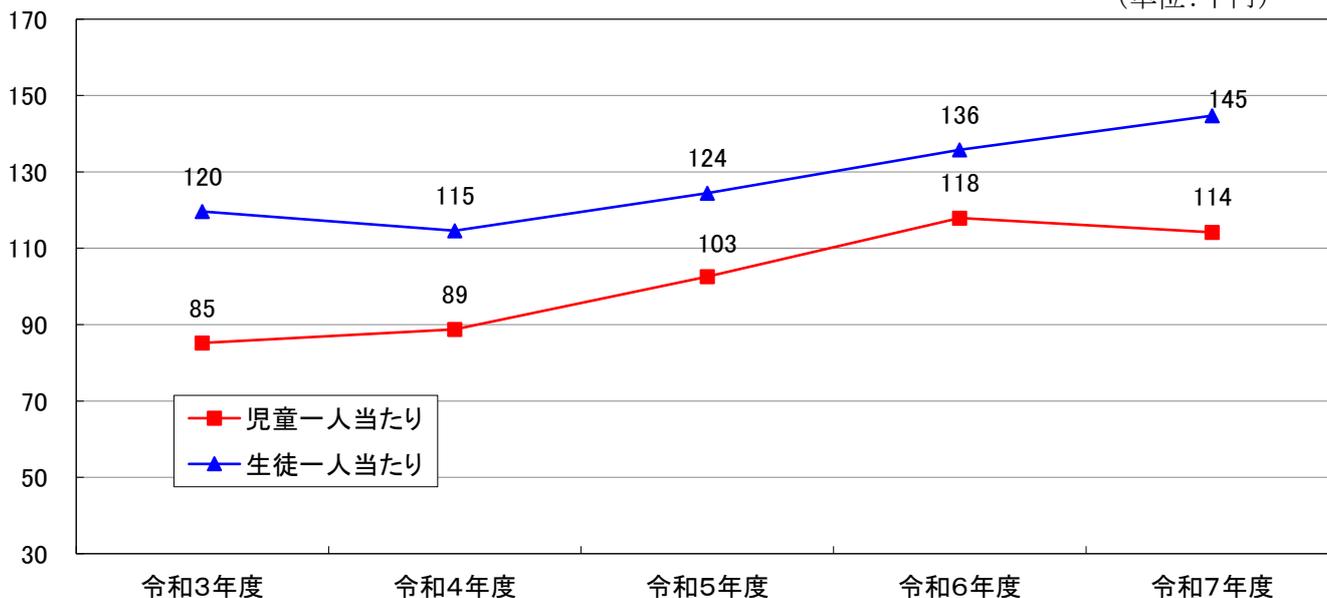
(単位:千円)

年度	小学校費	児童数(人)	児童1人当たり	中学校費	生徒数(人)	生徒1人当たり
令和3年度	547,819	6,430	85	403,702	3,374	120
令和4年度	561,410	6,325	89	374,754	3,270	115
令和5年度	631,726	6,156	103	409,660	3,293	124
令和6年度	716,809	6,078	118	438,464	3,229	136
令和7年度	680,132	5,956	114	464,297	3,208	145

注)表中の小学校費及び中学校費は、学校管理費と教育振興費の合算額です。

児童生徒一人当たりの教育費(当初予算額)

(単位:千円)



IV 狭山市の教育が目指す姿

——狭山市の教育に関する大綱——

1 基本理念と基本方針

人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた人材を育成するという、教育基本法に定める教育の目的を念頭に、教育を取り巻く社会の動向や狭山市の教育の現状と課題等を踏まえて、次の基本理念と基本方針のもとに、狭山市の教育の振興を図ります。

【教育の基本理念】

夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育

子供から大人まで、誰もが、身近な社会に主体的に関わり、多様な人々との豊かな交流を通じて自己の能力や可能性を伸ばし、自らの力で新たな価値を創造し、人生を切り拓き、夢を叶えるとともに、公共の精神を持ち、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成する教育の実現を目指します。

◎ 学校教育の基本方針

「生きる力を備え 未来へはばたく “さやまっ子”の育成」

子供は社会の宝であり、様々な可能性を秘めています。学校と地域社会が一体となって、子供たちが複雑で予測困難な社会の変化を前向きに受け止め、生きる力をさらに伸ばし、夢や志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を養うことにより、郷土狭山を愛する心を持って、一人一人が生涯輝き続ける「さやまっ子」を育成します。

◎ 生涯学習の基本方針

「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」

人生100年時代をより豊かなものにするため、子供から高齢者まで、誰もが、生涯にわたり、自ら学び続け、学びをとおして自己を磨き高めるとともに、学びにより培われた知識や技能を地域や社会のために活かしていくことのできる、生涯学習に支えられた社会の形成を推進します。

「いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツ振興」

スポーツから得られる楽しさや喜び、勇気、感動は、人生を豊かにします。スポーツを楽しむことを通じて、心と身体（からだ）の健康の維持、生きがいや仲間づくり、さらには、地域の活性化を図るため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境を整備し、「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進し、スポーツ文化の醸成を図ります。

2 基本目標

基本理念と基本方針で示す本市の教育の目指す姿を実現するために、次の6つの基本目標を立てます。これらの基本目標は相互に関連し、それぞれの基本目標に位置付けた施策を連動させながら展開することにより、計画の推進をより実行力のあるものにします。

基本目標Ⅰ 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

子供たちが、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけることができるよう、一人一人の学力を確実に伸ばします。そのために、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）による授業改善を通じて、確かな学力を育成する質の高い学びを実現します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の推進や、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育を推進します。さらに、プログラミング教育やGIGAスクール構想に基づく1人1台情報端末を活用した教育を推進するとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開することにより、これからの複雑で予測困難な社会の変化に対応しながら、一人一人が輝き続けていけるような力を育成します。

基本目標Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進

子供たちの規範意識を高め、他者を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育みます。そのために、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を実施するとともに、道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。また、あらゆる教育活動を通じて引き続き積極的な生徒指導体制を確立していきます。さらに、子供たちが基礎的な生活習慣や心身の健康を自ら管理する能力を高め、学校体育等の充実を図ることにより、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を形成し、一人一人の体力を確実に伸ばします。

基本目標Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

個々の教職員が自らの職責と学び続けることの大切さを自覚し、子供たちと信頼関係を築く中で、優れた指導力と使命感を備えた教職員を育成します。子供たちが学ぶ喜びを実感できる授業改善を推進するとともに、持続可能な学校指導・運営体制の構築と、学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育を推進し、学校教育の質の維持向上を図ります。また、学校施設の改修を進め、子供たちに安全で快適な学習環境を確保します。

基本目標Ⅳ 家庭や地域との絆づくりの推進

子供たちが、地域の人々と積極的に関わり、多様な経験をして、社会の構成員としての自覚を身に付けるとともに、学校、家庭、地域が目標を共有し、教育に関する関心と理解を一層深め、子供たちの学びや成長を支える活動を推進します。保護者や地域住民等の積極的な参加による、「地域とともにある学校づくり」に向けて、全小中学校のコミュニティ・スクール化を推進します。また、今までに培われてきた地域と学校との絆をより発展させるため、PTA、学校評議員、学校応援団等の活動を促進し、社会に開かれた学校づくりを推進します。

基本目標Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

誰もが、生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう、様々な学習の機会や場の充実を図り、学習に関する情報提供や相談体制を整え、市民の学びを支援するとともに、学んだ成果を地域や社会に活かせる仕組みづくりを進めます。また、学校・家庭・地域と行政とが様々な形で連携・協働することにより、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域を担っていく人材を育成し、学校支援やまちづくりに活かしていきます。さらに、地域の歴史や文化に触れる機会を充実することにより、市民文化の振興を図るとともに、郷土狭山に対する愛着を深めます。

基本目標Ⅵ 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

年代、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが気軽に、「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わり方でスポーツに親しむことのできる場や機会の充実を図ります。また、各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、地域における子供たちのスポーツ活動を促進し、競技スポーツの普及と振興を図るなかで、青少年の健全育成と子供たちの可能性を広げることを目指します。さらに、市民のスポーツ活動の場として、既存スポーツ施設の有効利用を促進するとともに、施設の機能の充実を図ります。

3 施策体系

6つの基本目標について、21の施策と、90の取り組みを設定します。
 (網掛け項目)は重点的に取り組む項目です。

基本目標	施策	取り組み
基本目標Ⅰ 確かな学力と 時代の変化に 対応する力の 育成	施策1 確かな学力の育成	1 学力向上を目指した教育の展開
		2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実
		3 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実
		4 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実
		5 小学生学習支援事業の実施
		6 中学生学習支援事業の実施
		7 家庭学習の励行の推進
	施策2 時代の変化に対応 した教育の推進	1 コミュニケーション能力の育成
		2 キャリア教育の推進
		3 情報教育の推進
		4 プログラミング教育の推進
		5 環境教育の推進
		6 国際理解教育の推進
		7 帰国・外国人児童生徒への支援の充実
		8 外国語教育の充実
		9 伝統文化教育の推進
	施策3 E S D (持続可能な 開発のための教育) の推進	1 E S D (持続可能な開発のための教育) の推進
		2 地域との連携
	施策4 幼児教育の推進	1 幼児教育の推進
		2 預かり保育の推進
		3 教職員の資質の向上
		4 家庭と連携した教育の推進
	施策5 特別支援教育の推 進	1 就学支援の充実
		2 インクルーシブ教育の推進
		3 幼稚園における支援の充実
		4 小中学校における支援の充実
	基本目標Ⅱ 豊かな心の育 成と健康・体 力の増進	施策1 豊かな心の育成
2 道徳教育の充実		
3 命を大切にす教育の推進		
4 読書活動の推進		
5 体験活動の推進		
6 人権教育の充実		
7 オリンピック・パラリンピックの成果を次代につ なが教育の推進		
施策2 生徒指導の充実		1 相談・指導の体制の充実
		2 いじめの防止対策の推進
		3 不登校の防止対策の推進
		4 非行・問題行動の防止対策の推進
		5 有害環境の排除対策の推進

基本目標	施策	取り組み
基本目標Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進	施策3 体力と健康の増進	1 基礎体力の向上
		2 体力テスト結果の分析と体育指導の充実
		3 学校体育の充実
		4 部活動の充実
		5 学校保健の充実
		6 安全教育の推進と防災意識の高揚
		7 食育の推進
		8 安全・安心な学校給食の充実
基本目標Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実	施策1 教職員の資質の向上	1 研修の計画的な実施
		2 人事評価システムの充実
		3 指導力向上のための支援ツールの活用
		4 各種調査研究活動の充実
		5 教職員の情報活用能力などの向上
		6 持続可能な学校指導・運営体制の構築
	施策2 一貫教育の推進	1 小中学校9年間を一貫した教育の推進
		2 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携の推進
	施策3 就学にかかる経済的支援の推進	1 小中学校への就学支援の推進
		2 高等学校・大学などの修学支援の推進
	施策4 学校施設の充実	1 学校施設の長寿命化改修の推進
		2 中学校トイレ改修工事の推進
		3 小中学校の空調設備の更新
		4 学校ICT環境の充実
施策5 学校の規模と配置の適正化の推進	1 学校の規模と配置の適正化の推進	
	2 通学区域(特別許可地区)見直しの推進	
基本目標Ⅳ 家庭や地域との絆づくりの推進	施策1 家庭や地域との連携	1 地域に開かれた学校づくりの推進
		2 学校評価システムの充実
		3 児童生徒と向きあう環境づくりの推進
		4 学校と地域との連携による危機管理体制の充実
	施策2 放課後児童対策の充実	1 学童保育室の充実※
基本目標Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興	施策1 生涯学習活動の支援体制の充実	1 生涯学習の情報提供・相談体制の充実
		2 生涯学習ネットワークの充実
	施策2 生涯学習の機会や場の充実	1 生涯学習の機会や場の充実
		2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実
		3 社会教育の充実
		4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進
		5 人権教育と平和教育の充実
		6 家庭や地域の教育力の向上
		7 芸術・文化活動の推進
		8 文化財等の保存・継承と活用の促進
9 大学などとの連携による学習機会の充実		
10 青少年の健全育成※		

基本目標	施策	取り組み	
	施策3 生涯学習の成果の活用	1	学校と家庭・地域の連携体制の構築
		2	市民活動との連携の促進
基本目標VI 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興	施策1 市民のスポーツ活動の促進	1	幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実
		2	高齢者や障害者のスポーツ活動の促進
		3	子供のスポーツの振興と学校体育の充実
		4	スポーツに関する情報提供の充実
		5	地域におけるスポーツ活動への支援
	施策2 競技スポーツの振興	1	スポーツ団体の活動の促進
		2	青少年の競技スポーツの普及
	施策3 スポーツ施設の充実	1	スポーツ施設の有効利用
		2	スポーツ施設の整備

※令和4年の組織改正により学童保育室に関すること及び青少年健全育成に関することは、市長部局（こども支援部青少年課）の所管となりました。

令和7年度 狭山市教育行政の取組と重点

本教育行政の取組と重点は、第3次狭山市教育振興基本計画に定める施策体系に基づき、教育委員会が令和7年度に取り組む主な事業と重点を示したものです。

※ ◎印に網かけが重点的に取り組む項目です。

I 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

1 確かな学力の育成

(1) ◎学力向上を目指した教育の展開

[教育指導課・教育センター]

- ・授業の目標を明確にし、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得するとともに、これらを活用する力として思考力、判断力、表現力などを育む授業を推進します。
- ・各校策定の「学力向上ストラテジープラン」に基づいた学力向上についてのPDCAサイクルの確立を支援します。
- ・ICTの活用が図られる教育環境を整備し、教師の活用技術を高める研修会等を実施し、指導方法の工夫改善を進め、効果的でわかる授業を展開します。
- ・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」による学力向上に向けた提言を実践に活かします。

◇学校指導訪問の実施（小学校8校・中学校4校）

◇学力向上ストラテジープランによるマネジメントサイクルの推進（全小中学校）

◇授業力向上研究委員会による学習用タブレットの有効活用方法についての研究成果を全小中学校で推進

◇教員向け指導リーフレット「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」の改訂版の活用

◇学力向上研究委員会の作成した狭山市共通の家庭学習ワークシートの活用

◇電子黒板を活用した授業づくりの推進

◇家庭学習におけるAI型オンライン学習ドリル活用の推進

◇教師のICT活用技術を高める研修会の実施

(2) 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県学力・学習状況調査」などの分析結果から、各学校の課題を明確にし、実態に合わせた指導を計画的・継続的に推進します。

◇国や県が行う学習状況調査（生活・学習アンケート）結果を分析し、その結果から各小中学校の課題を明確にし、課題把握及び解決方策立案のための研修会の実施

◇調査結果から優れた教員の取組を全小中学校で共有

(3) 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実

[教育指導課]

- ・一人一人の児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、「わかる喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できるよう、個に応じた効果的な指導の充実に取り組みます。

- ・わくわく支援員やアシスタントティーチャーなどを配置して、きめ細かな指導の充実に取り組みます。

- ・GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境や先端技術の活用等により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。

◇わくわく支援員（全小学校）の配置、アシスタントティーチャー（全中学校）の配置

◇派遣非常勤講師（教育センター）の配置

(4) 各種調査研究活動の成果を活かした学習指導の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・各種研究委員会や研究委嘱校の研究成果を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。
- ・研究の成果とともに学習教材や学習指導案などの情報を教育情報ネットワークで共有し、教職員がこれを効果的に活用して指導を充実します。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習指導を推進し、誰にでも、より分かりやすい授業を目指します。
- ・学力向上の取組で成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に活かすことにより指導を充実します。

◇各種研究委員会の研究内容を授業研究会や成果発表会で報告

◇各種研究委員会の研究成果を教育情報ネットワーク上で共有

(5) ◎小学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施 [教育センター]

- ・「小学生学習支援事業」をとおして、児童の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援します。

◇市内15校の小学校を会場に、平日の放課後に算数の講座を実施

(6) ◎中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）の実施 [教育センター]

- ・「中学生学習支援事業」をとおして、生徒の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援します。

◇夏季、冬季休業中に、国語、数学、英語の集中講座を実施（夏季6回、冬季3回）

◇英語検定取得に向けた講座等の実施

(7) 家庭学習の励行の推進 [教育指導課・教育センター・学務課]

- ・学校における学習指導や小中学生学習支援事業（さやまっ子・茶レンジスクール）への参加などにより、家庭学習に取り組む児童生徒の人数を増やします。

- ・狭山市共通の家庭学習用ワークシートを活用して、家庭学習の定着に取り組みます。

◇学力向上研究委員会作成の家庭学習用ワークシートの活用

◇家庭学習におけるAI型オンライン学習ドリル活用の推進

◇低所得者世帯に対しオンライン学習通信費を支給

2 時代の変化に対応した教育の推進

(1) ◎コミュニケーション能力の育成 [教育指導課]

- ・国語科を中心に、各教科の授業や行事など、教育活動全体のなかで言語能力を育成します。

- ・児童生徒が望ましい人間関係を築くことができるよう、あいさつ運動や話し合い活動、異年

年齢集団による交流、地域との交流等、他者と関わる様々な活動に取り組みます。

(2) ◎キャリア教育の推進

[教育指導課]

- ・授業や体験活動をとおして、「働くこと」への関心や意欲を高めるなど、児童生徒の発達
の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ・児童生徒がキャリア教育について、自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できる
よう工夫されたポートフォリオ（キャリア・パスポート※）を作成し、活用していきます。
※キャリア・パスポート・・・小学入学から高校卒業まで、自らの学習や生活の記録を蓄
積するもの

(3) ◎情報教育の推進

[教育センター]

- ・情報化の進展に適応できるよう、ICTに関する知識や活用能力を高める教育を充実しま
す。
- ・情報社会のルールやセキュリティといった情報モラルについての指導を充実します。
- ・ICT機器の活用や学習形態の工夫等をとおして、児童生徒の主体的な学習が展開できる
よう環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会を実施します。
- ・GIGAスクール構想における1人1台情報端末の利活用をとおして個別最適な学びを推
進するとともに、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた学び合い等の協働的な
学びを推進します。

◇狭山市情報活用能力育成指標の活用

(4) プログラミング教育の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・授業力向上研究委員会で研究したプログラミング教育に関係する教材や実践例等を全学校
に周知し、授業に活かすことにより、プログラミング教育の指導の充実を目指します。

(5) 環境教育の推進

[教育指導課]

- ・児童生徒の発達の段階に即し、自然に対する感謝と尊敬する心や環境を大事にしようとす
る心を育てるとともに、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる能力や
態度を育成する教育を推進します。
- ・環境課と連携してアダプトプログラムを活用した教育活動に取り組みます。

◇清掃活動や美化活動を通じた学校アダプトプログラムの推進

(6) 国際理解教育の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・小学校の英語活動及び小中学校の英語教育等を推進するなかで、外国の文化に対する理解
を深める教育を推進します。
- ・総合的な学習の時間などを活用して、国際理解、異文化理解をテーマにした学習を推進し
ます。

◇ALTや英語活動支援員による国際理解、異文化理解のための学習支援

(7) 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・日本語指導や学校生活の相談などをとおして、帰国・外国人児童生徒に対する支援を充実
します。
- ・日本語指導員を学校に派遣し、帰国・外国人児童生徒の学習を支援します。

◇日本語指導員の小中学校への派遣

(8) ◎外国語教育の充実

[教育センター]

- ・「教育課程特例校制度」を活用し、小学校低学年を対象に外国語教育を推進し、英語による聞くこと、話すことの言語活動をとおして、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成します。
- ・英語体験活動等を実施し、児童生徒が英語を活用する機会の充実を図ります。
- ・ALT（語学指導助手）の小中学校及び幼稚園の派遣小学校英語専科教諭を活用するなど、より効果的な英語教育を推進します。
- ・各小学校に配置されている英語活動支援員に対する研修会を充実させ、英語活動のきめ細やかな指導を推進します。
- ・英語教育における小中学校間の円滑な接続のため、教職員の指導力向上のための研修を推進します。
- ・公費による英語検定の受験を通じて、英語に対する学習意欲及び英語能力の向上を図ります。

◇語学指導助手（以下、ALT）の各中学校への配置

◇小学校専属のALTの配置

◇ALTの市立幼稚園への派遣

◇英語活動支援員の各小学校への配置

◇児童生徒が英語を積極的に活用できる機会として、小学生英語フェスティバル、児童英語体験教室等の実施

◇中学3年生の英語検定料年1回分の助成

(9) 伝統文化教育の推進

[教育指導課・社会教育課・公民館]

- ・児童生徒がわが国と郷土の伝統文化に接することのできる機会を拡充することにより、児童生徒が伝統文化に対する理解を深めるとともに、わが国と郷土への愛着を育む教育を推進します。
- ・社会科副読本「さやま」を活用して、小学校社会科の授業を工夫し、郷土狭山の理解を深め、郷土を誇れる児童を育成します。
- ・学校と博物館や公民館が連携して郷土を学ぶ機会を増やします。

◇小学校社会科副読本「さやま」を活用した郷土学習の充実

◇総合的な学習の時間を活用した狭山市の伝統文化に触れる学習の充実

◇茶業協会の日本茶インストラクターを活用した小学校5年生家庭科でのお茶の入れ方指導の実施

◇全小中学校で児童生徒を対象にした「日本茶体験」の実施

◇「狭山市入間川七夕まつり」の短冊作り、飾り付け（全小中学校）

◇博物館を活用した小中学生等の学習活動の支援

3 ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

(1) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

[教育指導課]

- ・ ESDの推進を図り、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって多面的・総合的に探究する学習活動を展開したり、人とのつながりや身に付けたことを生活や社会につなげたりする持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開します。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。

(2) 地域との連携

[教育指導課]

- ・ ESDの推進が身近なところから取り組むことに重点を置いていることから、PTAや青少年育成地域会議等の関係団体や地域に、学校の取組への理解を図り、協力・連携した活動に取り組みます。

4 幼児教育の推進

(1) 幼児教育の推進

[教育指導課・学務課]

- ・ 幼稚園教育要領の定着を図り、家庭との連携のもとに「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ・ 幼児教育に関する各種調査研究活動の成果を活かして、指導を充実します。
- ・ 幼稚園・保育所(園)・小学校による幼児と児童の交流や教職員の交流、埼玉県作成の「接続期プログラム」を活用する取組をとおして、狭山市幼保小連携協議会の充実を図ります。
- ・ 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、幼稚園教育から小学校教育への円滑な接続を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、小一ギャップのない学校生活を目指します。

◇埼玉県が子育ての目安としてまとめた啓発資料「3つのめばえ※」を活用した幼児期教育の充実

※「3つのめばえ」・・・子どもたちに小学校入学までに身につけて欲しい「生活」、「他者との関係」、「興味・関心」を3つにまとめた取組

◇文部科学省が提唱している幼保小の架け橋プログラムを意識した、幼児教育と小学校教育の「架け橋期」の教育の充実

◇「公立幼稚園の今後の運営に関する基本方針」に基づく計画的な集約化

(2) 預かり保育の推進

[学務課]

- ・ 人間川幼稚園と水富幼稚園において、預かり保育を引き続き実施し、保護者の子育てを支援します。

◇長期休業期間中の預かり保育の拡充

(3) ◎教職員の資質の向上

[教育指導課]

- ・ 教職員を対象とした研修会を実施するなどして、指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 幼稚園教育に関する幼児への支援法や環境づくり等についての研究を委嘱し、各園の実態

に合った研究をとおして、教職員の資質の向上を図ります。

◇本市の指導の重点及び課題等に応じた研修会の実施

(4) 家庭と連携した教育の推進 [教育指導課・学務課]

- ・「3つのめばえ」の考え方を家庭にも普及し、幼稚園と家庭が連携した子育てを推進します。

5 特別支援教育の推進

(1) 就学支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・関係機関との連携のもとに、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を充実します。
- ・学識経験者や医師、教員、行政を構成メンバーにした就学支援委員会を活性化します。
 - ◇狭山市就学支援委員会構成員の見直し及び、校内就学支援体制の充実
 - ◇就学支援が必要な学校への就学相談の実施
 - ◇適切な支援を関係機関で連携するためのサポート手帳の活用

(2) ◎インクルーシブ教育の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・障害のある幼児や児童生徒が、その実態や保護者の願いに基づいた教育を受けることができるよう、個別の指導計画などを作成し、卒業までの長期的な視点に立って適切な指導を推進します。
 - ◇障害のある幼児児童生徒への理解及び合理的配慮*の提供の推進
 - ◇個別の教育支援計画の作成とそれに基づく指導の実施
 - ◇大学の教員や臨床心理士等による専門家巡回支援の実施
- ※合理的配慮・・・障害のある幼児児童生徒が学校等で学びやすくなるための必要かつ適当な変更及び調整等の工夫であり、一人一人の障害の形態や教育的ニーズ等に応じて、過度の負担を課さないよう関係者間で共通理解を図りながら対応するもの

(3) 幼稚園における支援の充実 [学務課・保育幼稚園課]

- ・障害のある園児の受け入れに伴い、市立幼稚園に特別支援教員を配置し、個に応じた適切な指導の充実を図ります。また、障害のある園児を受け入れている私立幼稚園に対して、特別支援教育費補助金を交付することにより、個に応じた適切な指導を支援します。

(4) 小中学校における支援の充実 [教育指導課・教育センター]

- ・全小中学校に特別支援学級を設置するとともに、通級指導教室、介助員の配置、専門家による巡回などをとおして、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- ・教職員に対する研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応できる体制を充実します。
 - ◇特別支援学級の拡充

II 豊かな心の育成と健康・体力の増進

1 豊かな心の育成

(1) 規律ある態度の育成

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒が基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることにより、規範意識を育み、社会生活のなかで、規律を守って行動できる態度を育成します。

◇道徳科の時間を要とした学校の教育活動全体で行う道徳教育の実施

◇管理職の道徳科の授業への参画の推進

◇改訂版「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した授業規律の確立

(2) ◎道徳教育の充実

[教育指導課・教育センター]

- ・道徳科の時間を中心に、教育活動全体をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- ・道徳科教育への保護者や地域からの参画推進と、家庭教育への波及を図ります。
- ・道徳科における指導方法、評価方法の研究・研修の推進を図ります。

◇道徳科の研究の推進

◇県の副読本「彩の国の道徳」の効果的な活用

◇一斉道徳科授業（公開）の全校実施

◇各学校の実情に応じた道徳科教育の重点目標の設定

◇「道徳教育Q&A」を活用した授業の実践

(3) ◎命を大切にする教育の推進

[教育指導課・教育センター・学務課]

- ・道徳科、保健体育科、特別活動を中心に、教育活動全般で心の健康づくりや自他の命を大切にするための学習を展開します。
- ・中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的として、総合的な学習の時間等で「いのちの授業」を開催します。

◇体験的な学習を重視した授業の実践

(4) 読書活動の推進

[教育指導課・図書館]

- ・学校図書館を充実するとともに、朝読書への意欲を高めるなどして、児童生徒の読書活動を推進します。
- ・学校図書館司書を配置し、学校図書館の資料の閲覧、貸出、ガイダンス、レファレンスサービスを推進します。
- ・小学校の低学年・中学年・高学年、中学生に分けて発達の段階にあわせた推薦図書（子どものときに読みたい本100冊）の紹介を通じて、読書の楽しさや意義を体得できるようにします。
- ・子供の読書活動に関わる施策を総合的かつ体系的に進めるため、図書館と学校図書館の連携により「第3次狭山市子ども読書活動推進計画」を推進します。
- ・図書館では、貸出図書の充実や各種事業による取組に加え、学校からの依頼による学習内容に応じた図書の団体貸出などの学校図書館の支援を行います。

◇学校図書館司書による読書活動への支援

- ◇学校図書館専用パソコンとバーコードリーダーセットの活用推進
- ◇「子どものときに読みたい本 100 冊」（さやまの 100 冊）の利用の推進活動
- ◇定期的なおはなし会の開催
- ◇図書館と学校との情報交換の充実
- ◇児童生徒向け図書館広報紙の発行
- ◇学校からの依頼による学習内容に応じた図書の団体貸出の実施
- ◇学校からの依頼によるブックトークなどの出前事業の実施や図書館見学などの受け入れ
- ◇学校図書館への選書支援
- ◇学校図書館の学習環境の充実
- ◇中学生が同年代におすすめしたい本とおすすめポイントを書いた POP を中央図書館に展示し、若い世代の読書活動の推進と情報発信の充実

(5) 体験活動の推進 [教育指導課・教育センター]

- ・全ての児童生徒が、発達の段階に応じて様々な活動を体験できるよう、「埼玉の子ども 70 万人体験活動」事業をとおして、自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭地域・企業・NPOなどと連携して、体験活動を推進します。
- ・夏季休業日を活用して、児童生徒に教科や教科外の学習の楽しさに触れる体験教室を開設し、児童生徒の興味関心、学習意欲の向上を支援します。
- ◇全小中学校で「学校アダプトプログラム」の実施
- ◇全小中学校で「みどりの学校ファーム」の取組
- ◇全中学校で2～3日間の「職場体験活動」を実施
- ◇児童生徒の自主的な学びを促進する体験教室の開催

(6) 人権教育の充実 [教育指導課]

- ・同和問題や児童虐待、性的マイノリティへの偏見や差別、インターネットを利用した人権侵害など様々な人権問題を理解し、人権感覚を身につけ、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成します。
- ・人権推進協議会と連携して、人権教育研修会や人権教育実践研究会などを開催し、学校における人権教育の指導をさらに充実します。
- ◇埼玉県作成の「人権感覚育成プログラム」を活用した授業の実践
- ◇教職員を対象とした人権教育研修会の開催

(7) オリンピック・パラリンピックの成果を次代につなぐ教育の推進 [教育指導課]

- ・道徳科や社会科、体育科などの授業を中心に、オリンピック・パラリンピックの道徳的な価値観や国際関係等を学び、平和で差別のないよりよい世界の実現に貢献する態度を身に付けたさやまっ子の育成を図ります。

2 生徒指導の充実

(1) 相談・指導の体制の充実

[教育センター]

- ・教職員が相互に連携して、個々の児童生徒の状況を把握し、必要により相談や指導を適切に行うなど、教職員による相談・指導を充実します。
- ・生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各小中学校に配置しているさやまっ子相談員、さやまっ子相談支援員及びスクールカウンセラーによる相談・指導の体制を充実します。
- ・児童生徒、保護者及び教職員などからの専門的な相談に応じて、必要な指導を行うため、教育センターに配置している教育相談員とスクールソーシャルワーカーによる相談・指導を充実します。

◇「さやまっ子相談員」「さやまっ子相談支援員」「教育センター教育相談員」による相談・指導の拡充

◇スクールカウンセラーの小・中学校への配置

◇スクールソーシャルワーカー、さやまっ子スクールソーシャルワーカー、教育センター教育相談員等の連携強化による相談・指導の充実

(2) ◎いじめの防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒に対する人権尊重意識の啓発などをおして、いじめの発生防止の取組を促進します。また、学級集団の状態や、子供一人一人の意欲・満足感などを把握するアンケートを実施し、今後も児童生徒の理解に努めます。
- ・教職員間の連携や校内の相談員との連携、さらには学校と教育センターの相談員との連携を密にして、いじめの早期発見の教育相談体制を充実します。
- ・インターネット上のいじめやネットトラブルの防止に向けて、児童生徒や保護者に対して啓発を行うとともに、関係機関と連携して、いじめの早期発見の取組を推進します。
- ・いじめの発生が確認された場合には、保護者と連携して、関係する児童生徒に対して適切に指導を行うなどして、問題の解決に向けた組織的な取組を進めます。

◇「さやまっ子の誓い」に基づく、いじめ防止を目指す児童生徒の主体的な活動の支援

◇児童生徒に生活アンケート等を実施し、いじめの早期発見・早期解決

◇ネットトラブル等の防止に向けた情報モラル教育の実施

(3) ◎不登校の防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・学校生活充実支援委員会を設置し、学校・関係機関等が連携し、未就学時からのより適切な教育環境の在り方や、保護者の子供理解の促進について研究し、不登校の発生の防止や、社会的な自立に向けての支援に取り組みます。
- ・教職員や校内の相談員による校内の相談体制と教育センターの相談員による相談体制を充実させて、不登校の未然防止及び復帰支援に向けた取組を推進します。
- ・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教育センターにおいて社会的な自立に向けての相談を行うとともに、適応指導教室における社会的な自立に向けての指導を充実します。
- ・休みがちな児童生徒に対して、「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、出欠状況や

欠席理由等、個々の状態を適切に把握するとともに、シートを活用し、当該児童生徒についての情報を校内・小中学校間で共有することで組織的・計画的に支援を行います。

◇不登校の未然防止や不登校中の対応についてなど、支援のための対策組織の設置

◇茶レンジルーム「ひだまり」の支援体制の強化

◇面談、電話相談の実施による教育支援センターでの不登校の組織的な支援の強化

◇学校生活充実支援委員会の研究内容を教育情報ネットワーク上で共有

◇学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度をはかる「Q-U検査」を活用するための研修を実施

◇スペシャルサポートルーム活用の推進

(4) 非行・問題行動の防止対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者、地域、関係機関などと連携して、啓発活動に引き続き取り組むとともに、必要な指導等を行います。
- ・学校の長期休業期間などに、保護者、地域、関係機関などと連携して、防犯パトロールを行うなどして、非行・問題行動の発生の防止に取り組を充実します。
- ・教育センターにスクールソーシャルワーカーや学校課題解決支援員を配置し、小中学校と連携して、非行・問題行動に対する相談・指導体制の充実を図ります。

◇夏季休業中に保護者、地域、関係機関と連携した防犯パトロールの実施

◇長期休業前に休業中の生活に係る指導の徹底

(5) 有害環境の排除対策の推進

[教育指導課・教育センター]

- ・児童生徒が、発達の段階に応じて、インターネットを適切に活用できるよう、情報活用能力を育成し、情報モラルを身に付けさせる学習活動を推進します。
- ・児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して、啓発や指導などの充実を図り、引き続き児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組めます。
- ・インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関との連携により、フィルタリングの利用や、必要がない場合には携帯電話等を所持しないことも含めた、インターネットの利用に関する親子間のルールづくり等について、児童生徒や保護者に対しての普及啓発活動を推進します。

◇児童生徒及び保護者を対象とした「情報モラル教室」の開催

◇全小中学校でのGIGA端末による情報モラル教材の活用

◇教職員向けの情報モラル教育指導資料の活用の推進

3 体力と健康の増進

(1) ◎基礎体力の向上

[教育指導課]

- ・運動の基本的な知識や技能を身に付け「力いっぱい運動し、思い切り汗をかく楽しい体育授業」を推進し、児童生徒の基礎体力の向上に取り組めます。
- ・体育の授業をとおして、運動の楽しさやできる喜びを味わえるようにし、生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力を育成します。

◇運動における幼小の連携、小中の連携の研究

◇運動の特性や魅力、発達の段階に応じた楽しさを味わうことのできる体育授業の実践

(2) 体力テスト結果の分析と体育指導の充実 [教育指導課]

- ・「新体力テスト」の分析結果から、各小中学校の課題を明確にして、学校の実態に応じた「体力向上ストラテジープラン」を作成し、これに、基づき体育指導に継続的に取り組みます。

◇「体力向上ストラテジープラン」によるマネジメントサイクルの推進（全小中学校）

(3) 学校体育の充実 [教育指導課]

- ・体力向上推進委員会、小学校体育連盟・中学校体育連盟が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で活かすことにより、学校体育を充実します。

◇埼玉県作成の「新・彩の国体づくりチャレンジプログラム」を活用した授業の実践

◇1単位時間の授業内に体力アップ、スキルアップトレーニングの導入（全小中学校）

◇相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする態度や健康、安全を確保することができるような武道指導の実践（全中学校）

◇運動技能の系統性を明確にし、児童・生徒に身に付けさせたい具体的な内容を明確に示し、確実な指導と評価を行う授業の実践（指導と評価の一体化）

◇水泳実技・体育実技伝達講習会の実施

◇児童生徒の泳力向上のための試行事業（さやまっ子スイスイプロジェクト事業）の実施

(4) 部活動の充実 [教育指導課・教育総務課・スポーツ振興課・社会教育課]

- ・部活動の充実を図るため、各中学校へ部活動指導員、部活動支援員を配置し、狭山市スポーツ協会などの関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図ります。

- ・部活動指導員については、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、狭山市の部活動について、顧問、部活動指導員、部活動支援員による適切な指導の徹底を図ります。

- ・児童生徒の体育活動や文化活動の振興を図るため、大会や行事などの校外活動の参加に必要な経費に対して助成を行います。

◇部活動指導員及び部活動支援員の配置

◇運動部活動の地域移行に係る検討会議及び実証事業の実施

◇文化部活動の地域移行に係る検討会議及び実証事業の実施

(5) ◎学校保健の充実 [教育指導課・学務課]

- ・各学校において、学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導の充実を図り、児童生徒の基本的な生活習慣や健康に対する自己管理能力の定着を図ります。

- ・薬物乱用防止や性教育などに関して、児童生徒が正しい知識の習得と行動の選択ができるよう指導を充実します。

- ・各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生防止とまん延防止に努めます。

(6) 安全教育の推進と防災意識の高揚

[教育指導課]

- ・横断歩道の渡り方や自転車の乗り方など、交通ルールを遵守し、登下校をはじめ、常日頃から交通安全を自ら実践できる児童生徒を育てます。
- ・毎年、通学路の総合点検を行い、危険個所の改善や通学路の見直しを行います。
- ・自転車に乗るときに、児童生徒が必ずヘルメットを着用することを推進します。また、自転車保険への加入チラシやリーフレットを配布するなどして情報提供に努めます。
- ・火災や地震などの災害時に、自分の身は自分で守れる児童生徒を育成するとともに、災害に備える防災意識を高めます。
- ・防災マニュアルを基本に、さやまっ子緊急メールや緊急連絡用掲示板等を活用し、万が一の災害に備えます。

◇自転車乗車時のヘルメット着用の徹底

◇より実践的な避難訓練の実施の推進

(7) 食育の推進

[教育指導課・学校給食センター]

- ・栄養教諭や学校栄養職員を活用して、「食」の大切さや栄養バランスの重要性などを児童生徒に効果的に指導します。
- ・教職員や保護者を対象に、食育に関する研修会を計画的かつ継続的に開催します。
- ・学校給食をとおして、児童生徒に地域の伝統的な食文化の紹介を行います。
- ・家族とのふれあいをとおした食育を推進するため、小中学校の「親子の絆・お弁当の日」の取組を充実します。

◇家庭科の授業等で栄養教諭や学校栄養職員と連携した食育指導の推進

◇全小学2・3年生を対象に紙芝居等による食育指導の実施

◇食に関する授業の実施

(8) 安全・安心な学校給食の充実

[学校給食センター]

- ・学校給食摂取基準に基づいて、主食・主菜・副菜がそろい栄養バランスを考慮した安全でおいしい給食の提供に取り組みます。
- ・地産地消の観点から、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・食物アレルギーのある児童生徒に対応するため、アレルギー対応食を充実します。
- ・学校給食に対する保護者の理解を深めるために、給食の献立やレシピなどの情報の提供を推進します。

◇公会計化を見据えての準備

◇学校給食摂取基準の充足率を満たすための食材料の確保

◇物価高騰に伴う学校給食費の見直し

Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

1 教職員の資質の向上

- (1) ◎研修の計画的な実施 [教育センター]
- ・教育内容の多様化に適切に対応して、児童生徒の生きる力を育むために、教職員を対象とした研修を計画的に実施し、指導力の向上に取り組みます。
 - ・ICTの活用や学習形態の工夫等をとおして、児童生徒の主体的な学習が展開できるような環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会の企画運営を推進します。
 - ・GIGAスクール構想における1人1台情報端末の利活用を推進するため、教職員を対象とした研修会を実施します。
- (2) 人事評価システムの充実 [教育指導課・教育センター]
- ・学校目標の具現化を図るため、個々の教職員がそれぞれの目標に取り組むことをとおして、教職員が一体となって、学校全体がチームとして教育力を高めていくことができるよう、教職員の人事評価制度を活用します。
- ◇教職員の資質・能力向上及び学校の活性化を目指した人事評価制度の適切な実施
- (3) 指導力向上のための支援ツールの活用 [教育指導課・教育センター]
- ・各種研究委員会で作成した「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」「道徳教育Q&A」等の活用を図り、教職員の授業力の向上を図ります。
 - ・教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導に臨み授業力が向上するよう、指導主事や管理職が「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した授業の指導をします。
- ◇「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」を活用した教員の授業力向上
- (4) 各種調査研究活動の充実 [教育センター]
- ・教育の今日的課題に的確に対応して、教育活動の改善や向上に取り組むため、各種の調査研究活動を実施します。
 - ・授業研究会の開催、研究成果の発表、研究紀要の作成などをとおして、調査研究活動の成果を教職員に広めることにより、指導力の向上を図ります。
- (5) ◎教職員の情報活用能力などの向上 [教育センター]
- ・ICTの活用や情報セキュリティなどに関する研修会を開催し、教職員のICTの活用や指導に関する能力とモラルの向上に取り組みます。
 - ・民間ノウハウの活用により、学校教育に理解のある者をICT支援員として各学校に派遣し、ICT機器の操作方法や授業での活用方法などの教職員からの相談に対応するなどの支援を行います。
- ◇ICT支援員を全小中学校に配置
- (6) 持続可能な学校指導・運営体制の構築 [教育指導課・教育センター]
- ・業務の効率化などに向けた取組を進め、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向きあう時間を確保するためにスクール・サポート・スタッフ事業を活用します。
 - ・教職員の在校時間の調査をとおして、勤務実態を掌握し、ワークライフバランスの実現と

ともに、メンタルヘルスに関する研修会を実施し、教職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

◇スクール・サポート・スタッフを全小中学校に配置

◇教頭マネジメント支援員3名の配置

2 一貫教育の推進

(1) ◎小中学校9年間を一貫した教育の推進 [教育指導課]

・全ての中学校区で義務教育9年間を見通し、学びと育ちの連続性を重視した教育に取り組みとともに、中学校入学に対する不安を可能な限り軽減します。

◇小中一貫教育推進事業地区（8地区）の研究推進事業

(2) ◎幼稚園・保育所（園）・小学校の連携の推進 [教育指導課]

・幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所（園）・小学校による連携協議会を開催し、幼児と児童の交流や教職員の相互交流などをおして、幼稚園・保育所（園）と小学校の連携を推進します。

◇幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図る「接続期プログラム」の活用

3 就学にかかる経済的支援の推進

(1) 小中学校への就学支援の推進 [学務課]

・児童生徒が小中学校に等しく就学できるよう、世帯の所得の状況に応じて、学用品費や学校給食費などを支給します。

◇低所得者世帯に対しオンライン学習通信費を支給

(2) 高等学校・大学などの修学支援の推進 [学務課]

・市内に居住する世帯の子弟を対象に、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により、高等学校や大学などに修学が困難な学生への、奨学金の貸与等の制度を周知し、活用を促進します。

◇奨学金制度の見直し

4 学校施設の充実

(1) ◎学校施設の長寿命化改修の推進 [教育施設管理課]

・小中学校の校舎などの保全及び機能の向上を図るため、「狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保します。

◇保全及び機能向上を図るための改修工事の実施

（工事・監理）：柏原中校舎内装等改修

（調査・設計）：新狭山小校舎改修

（工事）：柏原小校舎屋上防水改修

(2) ◎中学校トイレ改修工事の推進 [教育施設管理課]

・快適な教育環境を確保するため、各中学校の生徒用縦1系統のトイレ及び教職員用トイレの洋式化への改修を計画的に行います。

※令和4年度に4つの中学校で実施し、全小中学校の校舎1系統及び教職員用トイレ洋式化改修工事を完了

◇大規模改修等に併せて未改修トイレの洋式化の推進

(3) ◎小中学校の空調設備の更新

[教育施設管理課・教育総務課]

◇中学校空調設備の計画的な更新、整備に係る工事・監理・調査・設計

(工事・監理) 中央中校舎

(調査・設計) 柏原中校舎、西中体育館

◇小中学校体育館の暑さ対策のための冷風機を設置

(4) 学校ICT環境の充実

[教育センター・教育総務課]

・学校情報ネットワークのより一層の向上に向けて、校務支援システムの活用やネットワーク内セキュリティを強化します。

・ICTを活用しての授業の改善に向けて、教材ソフトの充実とこれを活用した授業の実践力の向上に取り組みます。

・GIGAスクール構想における1人1台端末を活用して、子供たち一人一人に応じた個別最適な学びを通じて学習活動や学習課題に取り組みます。

◇教育系ネットワークの増強

◇オンライン学習支援ソフトのさらなる活用

◇電子黒板の整備(2年目)

◇中学校へのデジタル採点システムの導入

◇GIGAスクール構想における1人1台端末の更新

5 学校の規模と配置の適正化の推進

(1) ◎学校の規模と配置の適正化の推進

[学務課]

・既に複数の学年で単学級が生じている小学校において、小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、小学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。

・児童生徒数の減少による学校規模の小規模化や学校施設の老朽化度を踏まえ、小中学校の再編について検討します。

◇入間川東小学校の普通教室不足対策

◇入曽地区・水富地区の小学校の規模と配置の適正化の検討

◇中学校の規模と配置の適正化の検討

(2) 通学区域(特別許可地区)見直しの推進

[学務課]

・「狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)見直しに関する基本方針」に基づき、通学区域(特別許可地区)を見直します。

IV 家庭や地域との絆づくりの推進

1 家庭や地域との連携

(1) ◎地域に開かれた学校づくりの推進

[教育指導課]

- ・全小中学校のコミュニティ・スクール化に向けて、学校運営協議会制度を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。
- ・学校評議員制度や学校関係者評価などをおして、保護者や地域の意見などを学校運営に反映していきます。
- ・地域学校協働活動を推進する生涯学習部門と連携を図りながら、学校と地域のつながりを充実します。

◇新たに山王中、山王小、御狩場小に学校運営協議会の設置（令和7年度に全小中学校に導入）

(2) 学校評価システムの充実

[教育指導課]

- ・教育内容の充実や円滑な学校経営などに取り組むため、全ての幼稚園、小中学校において学校の自己評価を実施します。
- ・学校評価の公平性や客観性を確保するため、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を全ての幼稚園、小中学校で実施し、学校の自己評価と合わせて公表します。

◇学校評価、学校自己評価をHP上で公表

(3) ◎児童生徒と向きあう環境づくりの推進

[教育指導課・教育センター]

- ・業務の効率化などに向けた取組を進め、教職員が児童生徒と向きあう時間を確保します。
- ・毎月第2土曜日（4月と8月を除く）及び開校記念日を授業日とすることで、児童生徒の指導に関わる時間を確保します。

◇第2土曜授業を5月と11月に行い、学校の教育活動の質を向上

(4) 学校と地域との連携による危機管理体制の充実

[教育指導課]

- ・スクールガードリーダーや地域防犯ネットワーク（アポック）をはじめとする多くの地域住民による登下校時の児童生徒への声かけや、安全見守りを実施します。
- ・防犯や交通安全のための地域安全マップの見直し、スクールガード養成講習会などを通じて、地域との連携による安全指導を推進します。

◇スクールガードリーダー研修会の実施

V 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

1 生涯学習活動の支援体制の充実

(1) 生涯学習の情報提供・相談体制の充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・情報冊子「さやま学びの仲間たち」などの紙媒体や市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」などのインターネットを利用したウェブサイト等の情報伝達媒体を組み合わせ、様々な市民が生涯学習に関する情報をいつでも入手できるよう情報提供の充実を図るとともに、生涯学習活動に係る交流の促進を図ります。
- ・ICTの活用における情報格差を解消するため、公民館などの生涯学習関連施設において、コンピュータやスマートフォンの基本的な操作等に関する学習機会の充実を図ります。
- ・社会教育課や公民館などの生涯学習関連施設、生涯学習情報コーナー等において生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

◇情報端末機器の基本的な操作等に関する講座の実施

◇「さやま学びの仲間たち」や市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」による情報発信

◇生涯学習情報コーナーの活用の促進

(2) 生涯学習ネットワークの充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・ICTの活用により、生涯学習に関する情報のネットワークを充実し、市民の生涯学習を支援します。
- ・生涯学習に取り組む団体や個人の交流する機会の充実を図ることにより、連携を促進し、生涯学習の裾野を広げます。
- ・公民館、図書館、博物館等の各生涯学習関連施設の資源や専門性を活かしながら、施設間の連携・協力により、生涯学習活動を支援します。

◇公民館、図書館、及び博物館の連携による講座の実施

◇市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」による情報発信

2 生涯学習の機会や場の充実

(1) ◎生涯学習の機会や場の充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・幅広い分野の講座やイベント等を企画実施し、子供から高齢者まで、また、障害の有無に関わらず、誰もが主体的に参加できる学習機会の充実を図ります。
- ・生涯学習で学んだ成果の発表や、学校や地域等において学びの成果を活かすことのできる場の拡充を図ります。
- ・Society5.0（超スマート社会）の到来を見据え、オンライン講座等、ICTを活用した学習機会の提供に取り組みます。
- ・生涯学習活動団体等の活性化に向けて、学習情報の提供や学習相談などの支援を行います。
- ・市民と行政が一体となってまちづくりを進めることを目的に、市職員が出向き、本市の施策や制度などの行政情報を積極的に提供する「まちづくり出前講座」の活用を促進します。

- ◇動画配信などICTを活用した講座の実施
- ◇入間川小学校施設（講堂、多目的ホール等）の開放
- ◇まちづくり出前講座の実施

（２）生涯学習関連施設の機能やサービスの充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・公民館、富士見集会所、図書館、博物館等それぞれの施設の基本的機能の充実に努めるとともに、職員の資質向上を図ることにより、施設利用における市民サービスの向上を図ります。
- ・資料の公開や貸出しをはじめ、講座の開催等、市民ニーズを踏まえた様々な学習機会の提供により、市民の学習を支援します。
 - ◇公民館の機能やサービスの充実
 - ◇図書館の機能やサービスの充実
 - ◇図書館資料の充実
 - ◇図書館におけるレファレンスサービスの充実
 - ◇図書館司書資格取得のための通信教育の受講
 - ◇博物館の機能やサービスの充実
 - ◇博物館収蔵資料や郷土資料の研究成果を基にした企画展の開催
 - ◇富士見集会所の機能やサービスの充実

（３）◎社会教育の充実

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・人権、平和、防災、環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等をテーマにした様々な事業を積極的、計画的に実施することにより、社会問題や地域に対する市民の理解を促進します。
- ・社会教育関係団体との情報交換や事業連携等をとおして、団体活動の活性化を促進します。
- ・講座の開催など様々な機会や場をとおして、地域を担う人材の育成や地域活動への参加を促進します。
 - ◇現代的課題等に関する講座の実施
 - ◇公民館などにおける住民の学習ニーズや社会の要請を踏まえた各種事業の実施
 - ◇社会教育関係団体（PTA連合会など）の支援
 - ◇社会教育主事資格取得講習会の受講

（４）生涯学習関連施設の改修・更新などの推進

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・公民館、富士見集会所、図書館、博物館等の生涯学習関連施設の建物や附帯設備の改修・更新を計画的に進めます。
 - ◇柏原公民館トイレ改修工事の実施
 - ◇公民館空調設備の修繕（堀兼公民館、柏原公民館）
 - ◇中央図書館の更新に向けた事業手法サウンディング調査業務委託の実施
 - ◇移動図書館車の更新

(5) 人権教育と平和教育の充実

[社会教育課・公民館]

- ・人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育推進協議会と連携して、人権教育研修会や人権教育実践研究会などを実施するとともに、公民館や富士見集会所において、様々な人権問題に係る事業を実施します。
- ・戦争体験を次世代に引き継ぎ、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、講演会や展示会等、様々な手法を取り入れ、平和学習の機会を充実します。
 - ◇人権教育研修会（3回）や人権教育実践研究会の開催
 - ◇公民館における人権教育事業並びに平和教育事業の実施
 - ◇富士見集会所における人権教育事業の実施
 - ◇平和関連事業（平和祈念講演会）の開催

(6) 家庭や地域の教育力の向上

[社会教育課・公民館]

- ・PTAと連携した家庭教育学級や家庭教育合同研修会のほか、公民館における家庭教育に関する講座などをおとして、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- ・地域の教育力を活かす取組として、地域子ども教室を拡充するとともに、地域における年少指導者として活動するジュニアリーダーの養成を推進します。
 - ◇親の学び講座、家庭教育合同研修会及びすこやか子育て講座等の家庭教育事業の開催
 - ◇公民館における家庭教育事業の実施
 - ◇地域子ども教室の実施及び設置の促進
 - ◇子ども会育成会連絡協議会との共催によるジュニアリーダー初級講習会の実施

(7) 芸術・文化活動の推進

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・市民が芸術・文化活動に参加できる機会の拡充に取り組みます。
- ・文化活動に取り組む団体への学習情報の提供、学習相談などの学習支援や発表の機会や場の提供等により、市民の自主的な文化活動を促進します。
 - ◇市民文化祭の開催
 - ◇狭山市民展の開催

(8) 文化財等の保存・継承と活用の促進

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・郷土の文化財関係資料の収集・保存・調査研究を進め、地域の歴史文化の魅力を掘り起こすとともに、その成果を発信します。
- ・指定文化財の公開や文化財に関する講座の開催など、積極的に文化財等を活用していくことにより、郷土の歴史や文化に対する理解を促進するとともに、愛護意識を醸成します。
 - ◇文化財講演会、講座の実施
 - ◇文化財展の開催
 - ◇民俗芸能振興団体（民俗芸能祭囃子連合会、入曽の獅子舞保存会など）の支援
 - ◇指定文化財（廣瀬神社の大ケヤキ、清水八幡宮など）の修繕等の支援
 - ◇今宿遺跡復元住居等を活用した体験事業等の推進

(9) 大学などとの連携による学習機会の充実

[社会教育課・公民館]

- ・多様化、高度化する市民の学習要求に応え、地域の大学や企業などと連携し、幅広い分野や専門性の高い講座の実施により、生涯学習に参加する機会の充実を図ります。

◇子ども大学さやま・いるま（連携大学:東京家政大学）、子ども大学さやま（連携大学:武蔵野学院大学・武蔵野短期大学）の開催

◇大学等の公開講座の周知

◇大学が有する人的資源等による教養・職業関連講座の実施（連携大学:西武文理大学など）

3 生涯学習の成果の活用

(1) ◎学校と家庭・地域の連携体制の構築

[社会教育課・公民館・図書館]

- ・学校支援ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、小中学校と連携して、ボランティアの活動の場の充実に取り組みます。
- ・公民館、図書館、博物館等の生涯学習関連施設で学んだ成果や保護者、地域住民など多様な人材による生涯学習の成果の活用に向けて、学校応援団への参加など学校支援活動につながる取組を促進するとともに、学校と連携して活動の場の充実に取り組みます。

- ・学校応援団の仕組みを発展させた形態として、PTAや学校支援ボランティアセンター、公民館など、学校支援に関わる団体、個人が行う活動を地域学校協働活動として位置付け、これらの活動を推進します。また、学校教育部門と生涯学習部門の連携のもと、活動を総括する組織として、地域学校協働本部の確立に取り組むとともに、学校と地域の力をつなぐコーディネーターの役割を明確化し、コーディネーターを中心とした活動を推進します。

◇地域学校協働活動推進員の委嘱の推進と地域学校協働活動に関わる地域住民等を対象とした研修会の実施

◇文化部活動の地域移行に係る検討会議及び実証事業の実施

(2) 市民活動との連携の促進

[社会教育課・公民館]

- ・生涯学習活動団体、市民活動団体や地区センター及び地域交流センターと連携して生涯学習の成果をまちづくりに活かす取組を促進します。
- ・生涯学習の成果を発表する市民文化祭の開催をとおして地域文化の活性化と市民の交流を促進します。
- ・市民の有する様々な知識や技能を活かした生涯学習ボランティア制度について、制度の周知と活用の促進を図ります。

- ・生涯学習の成果を地域に活かす協働による取組の促進に向けて、様々な学習メニューを提供するさやま市民大学との連携を推進します。

◇生涯学習ボランティア名簿の作成と公民館及び生涯学習情報コーナーでの活用

◇市民文化祭の開催

◇公民館学習サークルによる地域貢献活動の促進

VI 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

1 市民のスポーツ活動の促進

(1) ◎幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実 [スポーツ振興課]

- ・市民のライフスタイルやニーズに応じて、年代、性別などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事等を充実します。
- ・仕事や家事、子育て、介護などで、スポーツ活動への参加が容易ではない20歳代～50歳代の人のため、スポーツ教室の開催日時に配慮するなど、スポーツに親しめる機会を創出します。
- ・スポーツを通じた健康増進を図るため、通勤や通学などでの徒歩や階段の利用、駅までの自転車利用など、日常生活の中で手軽に取り組める身体運動もスポーツと捉えて、スポーツ施設の利用にとらわれないスポーツ活動の啓発に取り組みます。
- ・狭山市レクリエーション協会やスポーツ推進委員等と連携して、普段スポーツをしていない人などがスポーツをするきっかけになるようなニュースポーツ等の普及に取り組みます。

◇スポーツ推進審議会の実施（3回）

◇働く世代が教室等に参加しやすい時間帯や場所での実施

◇スポーツ教室 18種目18教室

◇スポーツ・レクリエーション事業 3種目3事業

(2) 高齢者や障害者のスポーツ活動の促進 [スポーツ振興課]

- ・高齢者のスポーツの機会の充実を図るため、ウォーキングや体操教室等の高齢者のニーズにあったスポーツ教室や行事を開催します。
- ・障害者のスポーツの機会の充実を図るため、障害者を対象としたスポーツ教室や行事を開催します。
- ・高齢者や障害者がスポーツに親しむことのできるサポート体制の充実を図るとともに、「ささえられる」側と「ささえられる」側がつながるための情報提供の充実を図ります。

◇高齢者が教室等に参加しやすい時間帯での実施

◇パラスポーツ用具の貸出

(3) 子供のスポーツの振興と学校体育の充実 [スポーツ振興課]

- ・親子でできるスポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、公民館やスポーツ推進委員等と連携して、子供の地域でのスポーツ活動を促進します。
- ・地域子ども教室等と連携して、野外活動や外遊びの推進を含め、様々な経験や交流のなかにスポーツを取り入れて、子供のスポーツ活動を促進します。
- ・学校における体育活動や部活動の充実を図ります。

◇地域やスポーツ推進委員と連携した地域でのスポーツ活動の促進

◇親子が教室等に参加しやすい日程での実施

◇小中学生向けの体力テスト向上教室やかけっこ教室の実施

(4) スポーツに関する情報提供の充実

[スポーツ振興課]

- 健康づくりやスポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページ等を通じて広く発信し、情報提供の充実を図ります。
- 市民のスポーツへの関心を高めるため、本市ゆかりのアスリートや市内をホームタウンとするトップチームの大会等の情報の提供を図り、市民が一体となって応援できる環境づくりに取り組めます。
- 市内スポーツ団体の活動内容の情報を提供します。
 - ◇ホームページによるスポーツ情報の充実
 - ◇生涯学習団体一覧『さやま学びの仲間たち』へのスポーツ・レクリエーション団体情報の充実
 - ◇デフリンピックを契機とした本市ゆかりのデフリンピアン等の情報発信

(5) 地域におけるスポーツ活動への支援

[スポーツ振興課]

- スポーツ推進委員を研修会に派遣するなどして委員の資質向上に取り組むとともに、地域のスポーツ行事などへの参加により地域に根差した活動を促進します。
- スポーツ推進委員やスポーツボランティア制度の意義や魅力を改めて周知するなかで、活動の活性化を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談等を充実します。
 - ◇スポーツ推進委員による研修会への参加の促進
 - ◇地域の体育祭など、各地区のスポーツ活動を支援
 - ◇スポーツボランティアの事業への参加の促進
 - ◇狭山市スポーツ推進委員連絡協議会及び狭山市レクリエーション協会の活動を支援

2 競技スポーツの振興

(1) ◎スポーツ団体の活動の促進

[スポーツ振興課]

- 各種競技会の開催やプロスポーツ団体・市内外の大学との包括的連携協定などを活用し、アスリートと触れ合える参加型イベントなどをおして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取組を進めます。
- 狭山市スポーツ協会、狭山市スポーツ少年団をおして、各種スポーツ団体の活動を継続的に支援するとともに、活性化と育成を図ります。
- 各種スポーツ団体が主催する競技スポーツの大会において、会場の確保やスポーツボランティアの派遣などの支援を行います。
 - ◇日本体育大学、エルフェンススポーツクラブ及びセコムラグッツや西武ライオンズとの連携協定を活用し、アスリート等を招いた教室や講演会等の開催
 - ◇狭山市スポーツ協会及び狭山市スポーツ少年団の活動を支援

(2) 青少年の競技スポーツの普及

[スポーツ振興課]

- 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者を確保します。
- スポーツ団体と協力・連携して、アスリートによる講演会や研修会を開催し、指導者の資質の向上を図ります。
- 子供たちがプロスポーツ選手やオリンピックのメダリスト等から、直接指導を受ける機会を設けるなど、様々なスポーツとの出会い、親しむ機会を充実させることにより、将来への夢を描くことができる事業を進めます。

◇運動部活動の地域移行に係る検討会議及び実証事業の実施

◇指導者等を対象とした講習会の実施

◇パラスポーツ体験会の実施

3 スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の有効利用

[スポーツ振興課]

- 身近なところで、誰もが気軽にスポーツを親しむことができるように、既存のスポーツ施設の空き時間の有効利用を図ります。
- 施設をより多くの市民に利用していただけるよう、市民のニーズやライフスタイルに合わせたスポーツ振興課主催の教室・イベントの拡充を進めます。
- 年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設とするため、施設のバリアフリーとユニバーサルデザイン化の推進を図ります。
- 小中学校の体育施設の開放について、学校運営に支障のない範囲で、引き続き有効利用を図ります。
- 企業や大学等が保有するスポーツ施設を市民が利用できるよう、施設の開放を働きかけます。

◇市民総合体育館、地域スポーツ施設及び武道館の施設利用空き時間を活用した教室の実施

◇学校体育館開放事業の実施

(2) スポーツ施設の整備

[スポーツ振興課]

- 将来的なニーズ等を踏まえながら、既存スポーツ施設の計画的な更新・改修に努めます。
- 既存施設の更新・改修の際は、公式規格を有する施設としての整備の推進を図ります。

◇市民総合体育館トレーニング室における機器の適切な維持管理

